明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（二五六）　二

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇九）　二

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務三三四）　三

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三三五）　三

○日本国に帰化を許可する件（法務四六四）　四

○食糧援助に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三四二）　四

○日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国、ユーゴースラヴィア連邦共和国、セルビア・モンテネグロ及びセルビア共和国との間で締結され、効力を有していた条約その他の国際約束の日本国とコソボ共和国との間における適用関係を確認する日本国政府とコソボ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同三四三）　四

○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（厚生労働三二二）　五

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同三二三）　五

○雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する件（同三二四）　七

○電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する件（農林水産一五三三）　七

○海岸法の規定による海岸保全施設の管理の所掌の方法についての協議が成立した件（農林水産・国土交通二）　八

○ツシマウラボシシジミに関する保護増殖事業計画を定める件（農林水産・環境七）　八

○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（経済産業二三〇）　八

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一一）　八

○道路に関する件（東北地方整備局二〇九～二一三）　八

○道路に関する件（近畿地方整備局一八九、一九〇）　九

○道路に関する件（北海道開発局一八八、一八九）　九

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁　司法書士懲戒処分関係　一〇

裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等　厚生労働省共済組合定款の一部変更関係　一三

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二五六号）（外務省）

1　北朝鮮特定貨物の範囲を定める国際連合安全保障理事会決議に、同理事会決議第二三七一号及び同理事会決議第二三七五号を追加することとした。（第一条関係）

2　北朝鮮特定貨物のうち一連の同理事会決議（同理事会決議第二二七〇号八及び二七の規定を除く。）により北朝鮮への輸出又は北朝鮮からの輸入の禁止が決定された物資については、当該物資として外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示するものとした。（別表一の項及び別表二の項関係）

3　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。